

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	健康局健康推進部生活衛生課
処分の名称	登録等の取消等
概要	毒物及び劇物取締法において販売業者及びその所有する設備がこの法律に違反している場合は、期間を定めて基準に適合させるために必要な措置をとるよう命ずることがあり、命令を受けた者が、その指定された期間内に必要な措置を取らない場合又は特定毒物研究者について、この法律またはこれに基づく処分に違反する行為があった場合は、その登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消し、又は期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	毒物及び劇物取締法第19条(昭和25年12月28日法律 第303号) 毒物及び劇物取締法第19条第2項又は第4項の規定による処分の基準 (健康局健康推進部生活衛生課窓口に設置)
処分基準	「毒物及び劇物取締法第19条第2項又は第4項の規定による処分の基準」に基づき処分を行う。
ホームページ	
備考	